

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則	四〇二
○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	
告示	四〇三
○公印を改刻しその使用を開始する件	
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	
○道路の区域を変更する件	
○道路の供用を開始する件	
○土砂災害警戒区域の指定を解除する件	
○土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件	
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	
公告	四〇七
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件三件	
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	
○県営土地改良事業の工事が完了した件	
○一般競争入札を行う件	
○落札者を決定した件三件	
福島県警察本部	四〇九
○落札者を決定した件	
福島県労働委員会	四一〇
○あつせん員候補者として委嘱した件	

規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十七号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営青木団地の項中

四十号棟から四十三号棟まで、四十四号棟の一号室、三十三号から四十号室まで、三十三号から三十号室まで及び二十二号室から三十号室まで	○・八一
四十四号棟の二号室、十一号室、十二号室、二十一号室及び二十二号室	○・八三

四十号棟から四十四号棟まで

○・八一

に改め、同表福島県営居合団地の項中「か

ら二十一号室まで、二十三号室から二十七号室まで、二十九号室、三十号室、三十二号室から三十七号室まで、三十九号室及び四十号室、五号棟を「三十三号から六号室まで、十号室、十一号室、十三号室、十五号室、十七号室、十八号室、二十号室、二十一号室、二十四号室から二十七号室まで、三十二号室及び三十五号室から三十七号室まで、五号棟の一号室から二十号室まで、二十三号室、二十五号室、二十七号室、二十八号室及び三十号室から四十号室まで」に、「二十二号室、二十八号室、三十一号室及び三十八号室」を「二号室、七号室から九号室まで、十二号室、十四号室、十六号室、十九号室、二十二号室、二十三号室、二十八号室から三十一号室まで、三十三号室、三十四号室及び三十八号室から四十号室まで、五号棟の二十一号室、二十二号室、二十四号室、二十六号室及び二十九号室」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（建築住宅課）

告 示


福島県告示第四百三十四号

公印を次のように改刻し、平成二十八年七月一日その使用を開始する。

平成二十八年七月一日

職印

福島県知事 内堀雅雄

番号	24の2	公印の名称	福島県現金取扱員印(福島県いわき地方振興局用)	印影		公印管理者	福島県いわき地方振興局の福島県現金取扱員
----	------	-------	-------------------------	----	---	-------	----------------------

(文書法務課)

福島県告示第四百三十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年七月一日から同年八月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市商工観光部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四十番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
 - 1 市道幹Ⅱ-10号線に面する入口においては、滞留による交通渋滞や混雑が交通事故の原因となることが予想されることから適切な指導を行うなど、交通安全に対して十分に配慮し、必要な対策を施すこと。
 - 2 当該入口が住宅と近接していることから、歩行者等の安全に対しても十分に配慮し、場合により必要な対策を施すこと。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十八年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前後の変更別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
-----	----	----------	-------------	----------

県道二本松金屋線	二本松市南トロミ八八九番三地从先から同市南トロミ一五八番四地先まで	変更前	A 一〇・〇() B 三〇・六() 八・五() 一〇・〇()	三二〇・一 二九五・四
		変更後	A 一〇・〇() 二六・九()	三二〇・一

(道路計画課)

福島県告示第四百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十八年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-----	---------	---------

県道二本松金屋線	二本松市南トロミ八八九番三地从先から同市南トロミ一五八番四地先まで	平成二十八年七月一日
----------	-----------------------------------	------------

(道路計画課)

福島県告示第四百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第九十九号)による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十八年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
新町3号	田村郡三春町字新町	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。 (砂防課)

福島県告示第四百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十八年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
新町3号	田村郡三春町字新町	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。 (砂防課)

福島県告示第四百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然	区域の範囲
一 土砂災害警戒区域			

吹谷沢	伊達市梁川町舟生字吹谷	土石流	次の図のとおり
屏風作沢	同 市梁川町山舟生字屏風作	土石流	
畑ヶ中沢	同 市梁川町白根字成山	土石流	
中ノ内沢三号	同 市梁川町白根字中ノ内	土石流	
荒田沢	同 市梁川町白根字荒田	土石流	
水上沢	同 市梁川町白根字水上	土石流	
荒屋敷沢二号	同 市梁川町五十沢字荒屋敷	土石流	
株木沢二号	同 市梁川町五十沢字株木	土石流	
東沢	同 市保原町柱田字東沢	土石流	
胡桃ヶ作沢二号	同 市保原町柱田字胡桃ヶ作	土石流	
松久保沢	石川郡古殿町大字大久田字松久保	土石流	
大原沢	同 郡同 町大字松川字大原	土石流	
馬場沢	同 郡同 町大字松川字馬場	土石流	
たかでろ沢	同 郡同 町大字松川字前木	土石流	
堀越沢	同 郡同 町大字松川字堀越	土石流	
西渡沢	同 郡同 町大字松川字西渡	土石流	
荷市場沢	同 郡同 町大字松川字荷市場	土石流	

三函1号	小館	大芦	本村	栃窪	新町3号	石畑2号	中居2号	矢崎	漆窪沢	畑小屋沢	栗ノ木沢	赤田沢	廻戸沢	戸中沢	入道沢2号	甘酒沢	号	松久保沢5号	号
同	いわき市平下高久字小館	同	同	喜多方市高郷町瞥見字本村	田村郡三春町字新町	同	同	石川郡古殿町大字松川字横川	喜多方市高郷町峯字漆窪	同	同	同	同	大沼郡昭和村大字野尻字中田	同	同	同	同	同
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

御殿1号	同	市内郷高坂町御殿	急傾斜地の崩壊
桜井2号	同	市内郷高坂町桜井	急傾斜地の崩壊
鬼越	同	市内郷御台境町鬼越	急傾斜地の崩壊
御台1号	同	市内郷御台境町御台	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂 防 課）

公 告

公告第百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年七月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年六月七日
- 二 名称
特定非営利活動法人やすらぎの郷いいの
- 三 代表者の氏名
伊藤 敏寛
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市飯野町字前川十六番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や支援を必要とする方等に対して、生活上の支援や地域の支援体制づくりに関する事業を行い、住み慣れた地域で安心して生涯生活を過ごすことができるよう支援することを目的とする。

（文化振興課）

公告第百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年六月九日
- 二 名称
特定非営利活動法人つくしの里福祉会
- 三 代表者の氏名
八幡 嘉晃
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市松川町平館十一番地の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者の自立と社会参加、及び生きがい作りに関する事業を行い、障がい者の社会参加の促進と、地域との親交を通じ、地域の障がい者への理解や偏見や差別を是正することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百六十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年六月二十日
- 二 名称
特定非営利活動法人OYAKODOふくしま
- 三 代表者の氏名
横田 智史
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市方木田字北白家五番地の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子育てに関わるすべての一般市民に対して、子育て支援に関する事業や子どもの育成を支える地域コミュニティづくりに関する事業を行い、子どもの健全な育成と子ども及び子育て親の多様性を認め合いながらそれぞれが活気ある暮らしを送ることができる地域づくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十八年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称	退任した役員	住所
会津大川土地改良区	理事 馬場 幹雄	大沼郡会津美里町字大八郷乙六八番地
	役別 氏名	会津若松市北会津町下荒井八一番地
	伊藤 守夫	大沼郡会津美里町大石字家北二二九六番地
	山田 利美	会津若松市北会津町西後庵三三〇番地
	高野 源一	同 市北会津町館二二番地
	坂内 伸明	大沼郡会津美里町字荒井甲一五七九番地
	松崎 佐吉	同 郡同 町福重岡字屋敷廻乙三二九番地
	鈴木 富士雄	同 郡同 町福重岡字屋敷廻乙三二九番地
	渡邊 栄司	会津若松市北会津町西麻生一八一七番地
	三橋 司	同 市北会津町真宮一六七一番地
	一条 正夫	同 市北会津町鷺林二五〇六番地
	荒井 和男	同 市北会津町北後庵三二八番地
	渡部 安雄	同 市北会津町東麻生七二二番地
	五十嵐 弘	同 市北会津町田村山二二二番地
	同 千代 智	大沼郡会津美里町穂馬字堀ノ内甲五六八番地
同 千代 智	会津若松市北会津町麻生新田二七五二番地	
就任した役員		
役別 氏名	住所	
伊藤 守夫	会津若松市北会津町下荒井八一番地	
松崎 佐吉	大沼郡会津美里町字荒井甲一五七九番地	
高野 源一	会津若松市北会津町西後庵三三〇番地	
間船 一男	大沼郡会津美里町穂馬字堀ノ内甲五六八番地	
坂内 伸明	会津若松市北会津町館二二番地	
山田 佐市	大沼郡会津美里町氷玉字関山甲一一〇八番地	
成田 毅	会津若松市北会津町下米塚六九三番地	
小林 久	同 市北会津町中里五番地	
新田 久	同 市北会津町二日町八五一番地	
原田 敏彦	同 市北会津町天満三一六二番地	
小林 作一	同 市北会津町十二所一〇九一番地	
五十嵐 元	大沼郡会津美里町字本郷甲二九六五番地	
山口 芳寛	会津若松市北会津町蟹川一一五〇番地	
佐藤 信寛	大沼郡会津美里町字本郷甲三〇三三番地	
坂内 弘喜	会津若松市北会津町今和泉一一五七番地	

(農村計画課)

公告第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、
呉羽池地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業（ため池等整
備事業））の工事は、平成二十八年三月七日完了したので公告する。
平成二十八年七月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

公告第170号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年7月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 超高速液体クロマトグラフ・タンデム四重極型質量分析システム 2式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年11月14日（月）
- (4) 納入場所 福島県衛生研究所及び福島県食肉衛生検査所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年7月27日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成28年7月1日(金)から同月27日(水)まで(土曜日、日曜日及び同月18日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年7月12日(火)午後2時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年8月17日(水)午前10時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年8月16日(火)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Liquid chromatography tandem mass spectrometry 2sets

(2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 17 August 2016

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 16 August 2016

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

公告第171号

WTOに基づく政府調達に關する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年7月1日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
高圧蒸気滅菌装置 9台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成28年5月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社シバタインテック 宮城県仙台市若林区卸町二丁目11番地3
- 5 落札金額
44,280,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年4月15日

(入札用度課)

公告第172号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年7月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
磁気共鳴画像診断装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成28年6月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
サンセイ医機株式会社 福島県郡山市昭和二丁目11番5号
- 5 落札金額
129,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年4月26日

(入札用度課)

公告第173号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年7月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
空港用高速スノーパ除雪車（自走式） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成28年6月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社加藤製作所 東京都品川区東大井一丁目9番37号
- 5 落札金額
65,880,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年5月10日

(入札用度課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第66号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年7月1日

福島県警察本部長 石田 勝彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
集合教育用運転シミュレータ装置（四輪車） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成28年4月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目3番1号
- 5 落札金額
32,822,496円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年3月8日

(会 計 課)

福島県労働委員会

公告第二号

労働関係調整法（昭和二十二年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。
平成二十八年七月一日

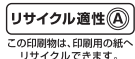
福島県労働委員会
会長 伊藤 宏

氏名	現職	前歴	委嘱年月日
伊藤 宏	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	国立福島大学経済学部 教授	平成28年6月21日
吉高神 明	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	国立大学法人福島大学 経済経営学類助教授	同
駒田 晋一	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
平石 典生	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
横 裕康	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
坂路 芳知	福島県労働委員会労働者委員 フネスト岩田労働組合福島支部長	フネスト岩田労働組合 福島支部執行委員	同
鈴木 三男	福島県労働委員会労働者委員 UIゼンセン福島県支部長	UIゼンセン同盟埼玉 県支部長	同
高橋由紀子	福島県労働委員会労働者委員 富士通アイソテック労働組合		同

	執行委員			
田母神正広	福島県労働委員会労働者委員 全日本運輸産業労働組合連合会 福島県連合会執行委員長	全日本運輸産業労働組合連合会 福島県支部書記長	同	
八巻 由美	福島県労働委員会労働者委員 福島市役所職員労働組合執行委員長	福島市役所職員労働組合特別執行委員	同	
穴澤 耕二	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者協会専務理事	社団法人会津地区経営者協会事務局長	同	
石山 純恵	福島県労働委員会使用者委員 株式会社クリフ代表取締役	株式会社アフラ専務取締役	同	
小泉 長平	福島県労働委員会使用者委員 磐城通運株式会社取締役総務部長	磐城通運株式会社平支店長	同	
永山 忍	福島県労働委員会使用者委員 郡山運送株式会社代表取締役会長	郡山運送株式会社代表取締役社長	同	
星 逸朗	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務理事兼事務局長	福島県中部経営者協会専務理事兼事務局長	同	
熊川 恵子	福島県労働委員会事務局長	福島県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	平成28年4月26日	
星 清一郎	福島県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	福島県南会津地方振興局次長兼復興支援・地域連携推進室副室長兼企画商工部長	同	
酒井 浩	福島県労働委員会事務局審査調整課主幹兼副課長	福島県生活環境部環境共生総室自然保護課主	平成27年4月28日	

幹

(審査調整課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷